

令和5年第8回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和5年12月6日(水)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和5年12月8日(金)午前9時30分

出席議員(12名)

1番	横浜	睦成	2番	高沢	陽子
3番	木戸	忠勝	4番	村中	玲子
5番	五十嵐	勝弘	6番	戸澤	栄
7番	古林	輝信	8番	中谷	謙一
9番	野坂	充	10番	大湊	敏行
11番	赤垣	義憲	12番	岡山	義廣

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村	秀雄						
副町	長	江刺	家夫						
教	育	長	新渡	幹夫					
総	務	課	長	山田	勇一				
企	画	財	政	課	長	秋島	祐成		
防	災	管	財	課	長	西	館	峰夫	
産	業	振	興	課	長	長	根	一彦	
税	務	課	長	高	山	幸	人		
町	民	課	長	上	野	義	孝		
介	護	・	福	祉	課	長	飯	田	貴子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	瀧 澤	誠
会計管理者	小 野 早 苗	
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥	
学校教育課指導室長	向 中 野 純 子	
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋 介	
代表監査委員	駒 井 広	
総務課長補佐	田 中 利 実	
総務課行政担当	佐 藤 祐 大	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順 一
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第5号）

日程第1 議案審議

- 1、議案第63号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）
- 2、議案第64号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3、議案第65号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4、議案第66号 令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 5、議案第67号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 6、議案第68号 野辺地町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7、議案第69号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 8、議案第70号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 9、議案第71号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 10、議案第72号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 11、議案第73号 野辺地町コミュニティ防災センター条例を廃止する条例案
- 12、議案第74号 財産の処分の件
- 13、議案第75号 財産の取得の件（新庁舎執務備品等）
- 14、議案第76号 財産の取得の件（新庁舎応接備品等）
- 15、議案第77号 財産の取得の件（新庁舎レジスター及び自動釣銭機等）
- 16、議案第78号 野辺地町土地開発公社の解散について
- 17、議案第79号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

日程第2 追加提出議案の上程

日程第3 追加提出議案の提案理由説明

- 日程第 4 追加提出議案審議
1、議案第80号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 発議審議
1、発議第7号 「未来につなげる幸せのまち」実現へ更なる充実を求める決議案
2、発委第1号 議会改革検討特別委員会の委員の定数を変更する決議案
- 日程第 6 陳情審議
1、陳情第5号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択の陳情
- 日程第 7 閉会

町長の提出議案

議案第80号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）

議会の提出議案

発議第7号 「未来につなげる幸せのまち」実現へ更なる充実を求める決議案
発委第1号 議会改革検討特別委員会の委員の定数を変更する決議案

会議に付した議案

議案第63号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）
議案第64号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第65号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第66号 令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第67号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第68号 野辺地町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第69号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第70号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第71号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

- 議案第72号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第73号 野辺地町コミュニティ防災センター条例を廃止する条例案
- 議案第74号 財産の処分の件
- 議案第75号 財産の取得の件（新庁舎執務備品等）
- 議案第76号 財産の取得の件（新庁舎応接備品等）
- 議案第77号 財産の取得の件（新庁舎レジスター及び自動釣銭機等）
- 議案第78号 野辺地町土地開発公社の解散について
- 議案第79号 野辺地町教育委員会委員の任命の件
- 議案第80号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）
- 発議第7号 「未来につなげる幸せのまち」実現へ更なる充実を求める決議案
- 発委第1号 議会改革検討特別委員会の委員の定数を変更する決議案

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎発言に対する謝罪

○議長（岡山義廣君） 議事に入る前に、昨日の一般質問で登壇した木戸議員が自己の発言について謝罪したい旨の申出がありましたので、報告します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 昨日の一般質問の中で、副町長とのやり取りの中で声を張り上げ、皆さんに不快な思いをさせました。申し訳ありませんでした。

ただ、私は猛暑により被害を受けたこかぶ農家の人たちに町の何らか支援を打っていただきたいと、そして来年はやめることなく頑張っていたきたいと、その強い思いで声を張り上げてしまいました。ただ、副町長には何も恨みはありません。

以上です。今日はどうもありがとうございました。

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第1、議案審議を行います。

議案第63号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

初めに、歳入について副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。それでは、議案第63号は、令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,300万円を追加し、予算の総額を91億7,100万円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明を申し上げます。予算書の11ページをお願いいたします。1款町税は、1項町民税から5項の入湯税まで、徴収見込みの増によりまして総額で3,760万円を増額いたしました。

12ページに参りまして、13款使用料及び手数料、1項4目農林水産業使用料の産直施設使用料は、光熱水費等の実費相当分として34万5,000円を増額いたしました。

2項3目衛生手数料の廃棄物処理手数料は、町指定ごみ袋の売上げ増に伴いまして、208万円を増額いたしました。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、歳出の増減に伴い、総額で382万円を増額いたしました。

2目衛生費国庫負担金の予防接種健康被害救済給付費負担金は、予防接種によって健康被害が生じたことを国が認定した場合に、国が医療費等の全額を保障し、市町村が給付を行うもので、104万8,000円を増額いたしました。13ページをお願いいたします。2項1目総務費国庫補助金、3節戸籍住民基本台帳費補助金の住民記録システム改修費は、法改正に伴うシステム改修に係る補助金で、319万円を追加いたしました。

2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金の障害者総合支援事業費は、法改正に伴う障害者自立支援システムの改修に係る補助金で、63万8,000円を増額いたしました。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金は、先ほど国庫負担金でご説明したものの県負担分で、総額236万9,000円を減額いたしました。

2項1目総務費県補助金の県物価高騰緊急対策市町村交付金は、県が実施する物価高騰対策に係る補助金で、4,688万1,000円を追加いたしました。当町では、水道の基本料金6か月分の減免を実施するほか、既に実施しております非課税世帯以外の世帯に対する2万円給付事業等の一般財源部分に充当することといたします。

2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金の子ども・子育て世帯応援金給付事業費は、県が実施する子育て世帯に対する応援金の給付に係るもので、2,580万円を追加いたします。

14ページに参りまして、中段の16款財産収入、2項1目1節不動産売却収入は、旧木明小学校の売却に係る収入で、1,708万6,000円を増額いたします。

17款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、ふるさと納税が16件、指定寄附金が1件、総額42万3,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立て、活用させていただきます。

15ページをお願いいたします。20款諸収入、5項2目1節重度心身障害者医療費返納金の高額療養費返納金は、10月までの実績により185万1,000円を増額いたしました。

3目2節雑入の北部上北広域事務組合精算金は、令和4年度決算による負担金の精算金で、1,934万5,000円を追加いたしました。

21款町債、1項3目1節衛生債の廃棄物運搬小型トラック整備事業は、事業を令和6年度に実施することとし、580万円を減額いたしました。

8目1節消防債の消防指令センター改修事業負担金は、財源に特別交付税を充てることとしたため、1,900万円を減額いたしました。

9目1節給食センター改修事業は、事業費の確定により30万円を減額いたしました。

歳入予算については以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 歳入について一括で質疑を行います。質疑のある方はページ数を言ってか

ら質疑願います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 12ページです。12ページの産直施設の使用料、これ今の説明では光熱水費の実費負担分という説明だったと思うのですが、使用している業者さんが直接払うのではなくて、その分を町に支払って、町が電力だったりというところに支払っているという流れという解釈でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課、課長どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） おはようございます。お答えいたします。

まず、町のほうに請求が来たものを、使用者のほうにその分請求しているという流れになっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） では、使用者は電力会社とかガス会社とか、直接契約はしてなくて、あくまでも町が契約しているところを使った分使用者からもらうという流れだと思うのですが、一般的に考えれば、例えばアパート借りたら、アパートの家主さんが電力会社にお金払うのではなくて、直接契約するというのが一般的かなと思うのですが、今の説明のような流れにしている理由は何ですか。

○議長（岡山義廣君） 長根課長、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） 今のような流れにしているものということですが、施設の管理を当課のほうでしている関係もありまして、まずは町のほうで支出をした上で、その分をいただくということで今進めております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じく12ページです。予防接種健康被害救済給付費負担金とありますけれども、これは国が被害者に対して支払うということでありましたが、要は予防接種によって健康被害があったということで給付されるものだと思うのですが、どれぐらいの件数があったのか教えていただいていいですか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

2名分の給付費の負担金になっております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 14ページの県補助金に関連して、今のホタテの被害について、県が3億円の基金というか、母貝確保対策で3億円を予算措置したのかな、まだ12月議会で決めるかも分からないのですが、その辺のところの流れはどういうふうになっているか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 課長、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

その件につきましては、私どももまだ新聞報道でしか知り得ておりません。これから関係する団体からの要請が来るというところまでの情報しかありませんので、これから関係団体から来る説明を受けることになると思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） そうすれば、県で予算措置した段階で町に入ってくれば、専決か何かで予算措置するというのでよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 長根課長、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

これからの説明を聞いた中で動いていかなければならないと思います。その時期とかも含めて、来年度ということであれば、来年当初予算に間に合わせるということも考えられますし、早急ということであれば、3月定例会なり、専決等も考えられると思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 14ページです。指定寄附金、ふるさと納税の部分でお伺いします。ふるさと納税、返礼品が様々あると思うのですけれども、この返礼品、何が人気なのか、一番出た返礼品というのを教えてもらっていいですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

返礼品の中では、活ホタテの希望が多いという状況でございます。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 歳入の質疑を終わります。

次に、歳出について副町長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○副町長（江刺家和夫君） それでは、続きまして歳出予算の主なるものについてご説明を申し上げます。

なお、歳出予算全般について、青森県人事委員会勧告に準じた給与の改定などによる職員給与等の増減分を計上しておりますが、各項目における説明は割愛させていただきます。内容といたしましては、一般職員の月例給の引上げのほか、会計年度任用職員を含めた期末手当の給与改定などで、

総額963万円を増額いたしました。また、町議会議員及び特別職の期末手当についても同様に支給割合を引き上げるものとし、総額で9万1,000円を増額いたしました。

それでは、16ページをお願いいたします。1款議会費、1項1目議会費、9節交際費は、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和により行事等への出席が増加していることから、6万円を増額いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬の特別職報酬等審議会委員は、議員の報酬及び特別職の給与等の額を審議する審議会委員の報酬として6万8,000円を追加いたしました。

17ページをお願いいたします。11節役務費の郵便料は、先般のUSBメモリーの紛失についての町民への謝罪通知に係る費用で、112万5,000円を増額いたしました。なお、この経費については、現在保険の支払いを受ける手続を行っているところです。

4目財産管理費、10節需用費の修繕料29万3,000円は、10月の防風による庁舎の屋根等の修繕費用であります。

12節委託料の旧木明小学校不用品処分業務は、旧木明小学校の売却のため、校舎内にある不用品を処分するもので、364万9,000円を追加いたします。

6目企画費、18節負担金、補助及び交付金のJR大湊線活性化協議会は、当該協議会において実施する大湊線に関するアンケート調査に係る当町の費用負担分で、29万8,000円を追加いたしました。

13目生活支援給付金事業費は、県物価高騰緊急対策市町村交付金の財源補正であります。

18ページに参りまして、2項徴税费、2目賦課徴税费、12節委託料の森林環境税等対応システム改修業務は、令和6年度から新たに始まる森林環境税の賦課徴収に対応するため、システムを改修するもので、407万円を追加いたしました。

3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料の住民記録システム改修業務は、法改正により住民票やマイナンバーカードへの振り仮名等の記載が必要となったためシステムを改修するもので、319万円を追加いたしました。

19ページをお願いいたします。中段の3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金は、国民健康保険事業特別会計の繰出金で、551万8,000円を減額いたしました。

20ページに参りまして、3目介護保険対策費、27節繰出金は介護保険事業特別会計の繰出金で、総額337万円を増額いたしました。

4目老人福祉費、19節扶助費の施設入所措置費は、一時的に保護が必要な高齢者を養護老人ホームへ入所措置するもので、60万円を増額いたしました。

7目障害福祉対策費、12節委託料の障害者自立支援システム改修業務は、法改正により児童発達支援と医療型児童発達支援が一元化することに対応するためシステムを改修するもので、127万

6,000円を増額いたしました。

19節扶助費の障害福祉サービス費等は、サービスの利用が想定より多くなる見込みであることから、1,020万円を増額いたしました。

8目障害者地域生活支援費の19節扶助費と、21ページに続きまして、9目重度心身障害者医療対策費の19節扶助費は、対象者や利用時間などが想定より多くなる見込みであることから、増額するものであります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、22節償還金利子及び割引料は、国庫補助金の令和4年度分の精算に係る返還金で、総額151万6,000円を増額いたしました。

2目児童保育費、19節扶助費の施設等利用給付費は、カトリック幼稚園の預かり事業が当初の見込みより利用者が多かったため、32万5,000円を増額いたしました。

11目子ども・子育て世帯応援金事業費、10節需用費から、22ページに続きまして、18節負担金、補助及び交付金までは、18歳未満の子供1人3万円を給付するもので、総額で2,580万円を追加いたしました。全額県補助金が充てられます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、18節負担金、補助及び交付金の予防接種健康被害救済給付費は、当初の見込みより医療費等の給付が多かったため、26万9,000円を増額いたしました。

23ページをお願いいたします。2項清掃費、4目の一般廃棄物最終処分場管理費、11節役務費から26節公課費までは、小型トラックの更新費用であります。購入予定のトラックの販売が来年度に延期となったことから、総額629万7,000円を減額いたしました。

24ページに参りまして、4項1目上水道費、27節繰出金の水道料金基本料金減免事業は、令和6年1月から6月までの6か月間の水道基本料金を減免するための費用で、4,800万円を追加します。県の物価高騰緊急対策市町村交付金を充当するものです。

25ページをお願いいたします。6款農林水産業費、3項1目水産総務費、10節需用費の光熱水費は、常夜燈市場の光熱水費が不足する見込みであることから、34万5,000円を増額いたしました。なお、歳入で説明したとおり、相当分を使用者から徴収することとしております。

26ページに参りまして、8款土木費の中段、2項1目道路橋りょう総務費、15節原材料費の道路補修材料は、舗装の損傷箇所が例年より増加していることから、47万1,000円を増額するものです。

6項1目住宅管理費、10節需用費の修繕料は、みどりヶ丘団地の駐車スペースに発生した漏水に対応する費用で、38万5,000円を増額いたしました。

次の27ページは飛ばしまして、28ページをお願いいたします。10款教育費、2項2目若葉小学校費、17節備品購入費の椅子収納台は、整備しましたパイプ椅子を保管するためのもので、38万5,000円を追加いたしました。

29ページをお願いいたします。2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金の大会派遣費は、

中学校の各種部活動やスポーツ少年団が例年以上に東北大会、全国大会に出場していることから、24万1,000円を増額するものであります。

10節需用費の修繕料は、中学校の煙感知器とエレベーターを修繕するもので、67万1,000円を増額いたします。

30ページに参りまして、下段の5項保健体育費、3目体育館費、10節需用費の修繕料は、町立体育館屋根の雨漏り等を修繕するもので、168万3,000円を増額いたしました。

5目サンビレッジのへじ費、10節需用費の修繕料は、配管の漏水箇所を修繕するもので、42万4,000円を増額いたしました。

31ページをお願いいたします。中段の12款公債費、1項1目元金と2目利子は、利率見直しや令和4年度債の借入条件の確定などにより増減で、総額で248万4,000円を減額しております。

13款諸支出金、1項5目ふるさとづくり基金費と、32ページに続きまして、7目役場庁舎建設基金費は、指定寄附金及びふるさと納税でいただいたものを積立てするものであります。

6目公共施設整備基金費は、公共施設の整備に備えまして積み立てるもので、2,000万円を増額いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 22ページの県子ども・子育て世帯応援金です。これは1人3万円なのですが、いつ実際の子育て世帯に振り込まれるのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

予定といたしましては、12月25日としております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 18ページ、いつも質問していることなのですが、システム改修業務、ここの賦課徴収費と戸籍だけでも800万円で、次のページにもシステム改修というのがあるので、このシステム改修についての予算の取り方というか、ただ見積りもらって、それをそのまま予算計上しているものか、こうやって予算書に上がってくるまでの流れをちょっと教えてください。

○議長（岡山義廣君） 税務課長。

○税務課長（高山幸人君） お答えいたします。

税務課関係のものにつきましては、森林環境税につきましては、もう5年度始まる前からシステム改修が必要だということは分かっていたのですが、開発元のほうでシステムの

改修がまだできていないということで、このタイミングでシステム改修のパッケージができたということで、このたび見積書いただいて、参考見積りいただいて、予算計上させていただいたものになります。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） そうすれば、その業者から見積り来れば、それがそのままこの予算書に載ってくるという認識でよろしいのですか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

予算計上に関しては、一応必要、開発されたもの、見積りがどういう内容かは精査しますが、予算計上する際には、行った見積り合わせとか入札のときに、たまに値上がりで不足する場合がありますので、見積りされたものを優先して予算化します。ただ、実際に発注する際に、予定価格を決めるときにはもう少し絞ることなどもありまして、その辺は町のほうでも精査して、配慮しています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 17ページです。財産管理費の旧木明小学校不用品処分業務、これの処分の仕方を教えていただきたいのですが、要は簡単に言うと産業廃棄物として処分するのか、あるいは別な方法を取るのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

旧木明小学校にある物品などですけれども、こちらのほうが大半は今産業廃棄物という扱いになるというふうな見積りになっております。ただ、その中には有価物、売れる、リサイクルになるようなものもありますし、そのほかにいろいろ一般みたいに回せるものもあると聞いています。なので、予算としては今こちらにまとめて取っておりますけれども、実際の契約の際には産業廃棄物の契約というものと、その移動、運搬に関わる契約みたいなものと、そのほか有価物とか一般分の契約みたいなものに、3つくらいに分かれて契約されると認識しています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 20ページです。7目の19節扶助費、障害福祉サービス費等ということで1,000万円強ありますけれども、先ほどちょっと説明を聞き逃してしまったので、この1,000万円強、サービス費の増額ですか、この内訳を教えてください。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

障害福祉サービス費につきましては、在宅のサービスと施設入所のサービス等様々ありまして、

と、できる限りで実施して、ご不便をおかけしないような形で事業を進めてまいりたいと思います。そのほかにも、夏場にでも穴埋め等を実施しておることをまずお伝えしておきます。

水道管を工事した後の振動につきましては、まず住民の方からそのような苦情も数件入っております。その都度、まずフラットにするような形で補修といいますか、手直しといいますか、そのような形で進めております。また、何かそういう情報がございましたら、具体的な場所でも教えてもらえればと思いますので、後ほどもよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 継ぎ目の件ですけれども、苦情が来たらその都度対応というのではなくて、やはり町として町道全般の全体的な調査をして、しっかりと予算組みをして、これに対する対処というのが必要だと思いますので、ぜひその辺ご検討いただければと思います。

27ページです。タイヤ交換手数料に関連してお伺いします。業者さんにタイヤ交換を委託していると思うのですが、先般タイヤが外れて高速道路で作業員が亡くなったという事故もありますことから、タイヤ交換後、例えば1週間後にナットが緩んでいないか、増し締め点検をしてみるとか、始業前点検なんかしっかりやっているものかどうか、その辺お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 建設課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

まず、町で公用で使っている乗用車タイプのものにつきましては、まずうちの職員で随時シーズンの前に入替えしております。重機、ダンプとか、そういうふうなものにつきましては、まず整備工場なりで入替えをしているような状況でいます。点検の内容ですけれども、まず毎日点検しているような状態で、点検簿も備えてありますので、その辺で確認しているような状況になっております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 21ページの児童保育費に関してなのですが、情報なのですけれども、ともいき保育園さんが今年度でやめるとかということを聞いたのですが、ともいきさんやめた後の児童たちの新しい行き先等に関してはどういうふうになっているのか、それとその他の保育園の定数に対して今何名入所しているのかというのを、よかったら一覧表でもいいですので、それでちょっと私たちに配付してもらえないものか。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君、もうちょっと時間必要です。待ってください。

野坂君、資料提供はできます。今この議場内ではなくて、議会が終わってからでもよろしいですか。

○9番（野坂 充君） 後でもいいです。

○議長（岡山義廣君） 1番、横浜睦成君。

○1番（横浜睦成君） 今年、小中学校の運動会へ行って思ったのですけれども、テント古いのがあるのです。ですから、新しいのを補充するために予算立てして、来春は新しいテントの下で運動会開催してもらいたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 1番、横浜睦成君。今審議しているのは、歳出の審議しています。そのことについての発言は許します。

ほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 歳出の質疑を終わります。

続きまして、第2表、債務負担行為補正、第3表、地方債補正について副町長の説明を求めます。

○副町長（江刺家夫君） 予算書の6ページにお戻り願います。

第2表、債務負担行為補正であります。令和6年度当初から業務を開始する必要があり、令和5年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるため、広報のへじ印刷製本業務等、14件を追加いたしました。

その中で、表の上段にあります新庁舎電話配線敷設等工事及び新庁舎情報通信網構築工事につきましては、新庁舎建設に伴う電話やネットワーク回線を整備するものであります。また、その下の防災行政無線子局移設工事については、旧木明小学校の売却に伴い、敷地内にある防災行政無線を移設するものであります。また、最後にありますホイールローダ8トン級購入につきましては、除雪作業等で使用しているホイールローダを更新するものであります。

7ページに参りまして、廃止と変更が1件ずつございますが、個別に策定する予定であった子どもの貧困対策計画を子ども・子育て支援事業計画に組み込んで策定することとしたため、設定するものであります。

8ページをお願いいたします。第3表、地方債補正であります。限度額の廃止が2件、変更が2件であります。歳入予算でご説明しましたとおり、今年度の事業の見送りや財源の変更、事業費の確定などにより補正するものであります。

なお、起債の方法、利率等については変更ございません。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 第2表、第3表を一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 第2表、債務負担行為の補正についてお伺いします。

防災行政無線子局移設工事374万円、これは木明小学校の跡地を売却という形を取らなければからないお金ですよ。売却することによって、この子局に支障があって移転するということだと思うのですが、だとすればその使用者、要は買い取るほうがこの分も負担するべきだと思うのです。

が、その辺どういう考えか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

確かに木明小学校の売却予定等の議案が出ておりますけれども、そちらの敷地内にある子局、こちらのほうをその近くの敷地外の町で管理する場所に移すというものになりまして、その売却に伴うものであるのは確かですけれども、その交渉の中で売買代金が幾らですよと、移転費用などもこれこれかかりますよということは、その交渉の中でお話ししてきましたけれども、最終的には土地代の分をお支払いいただくという形でまとめて、出てくるものとしてはこちらの移設の374万円と、先ほどの不用品などこちらで整理するものがありますので、360万円が出てくる、この辺で700万円ぐらい出てきます。そのほかに、将来的な負担の部分は町のほうで見ませんので、買取り者のほうで将来見てくださいねということで交渉をまとめておりますので、この辺は1,700万円ぐらいで売って、700万円ぐらいの分が差引きで出ていくことをご理解ください。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 町がここの土地を売却することで何かしらの事業費に充てるために、欲しい人を募って売るという形で、町側が売りたいと売るのがあったら今の流れでも理解できるのですが、相手方からその土地が欲しいという話で来たのであれば、町側としてはやはりこれだけかかるから、この金額では売れないよという交渉も必要だと思うのです。そういったところまでしっかり交渉した結果の契約というか、そういう流れになったのかどうか。要するに町としては、財産なわけです、土地というのは。今使い方は見えないかもしれませんが、今後もしかしたら木明の地域で重要な拠点になり得るかもしれない場所ということをしかりと考えた上で、そういう土地の売買とかが必要だと思うのですが、その辺までしっかりと協議をしたのかどうか。欲しいから、はい、売りますよという簡単な流れだと駄目だと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

以前9月の全員協議会のときにもお話ししたかと思うのですが、まず町のほうではホームページで売却できる土地というのを公告しておりました。それ10件挙げておりました。そのうちの一つに、この木明小学校の土地というものがあまして、今買取り者のほうでは、六ヶ所のほうなどの原燃関係の工事が進むということで、ゼネコンさんからそちらのほうに従業員がたくさん来るので、この管内に宿泊する施設、建てられる場所を探して準備してくれと、ゼネコンさんからの依頼で買取り者のほうは準備を始めました。そのときに、アクセスがよい、六ヶ所に県道がつながっていますので、その木明小学校の位置にあるものを町が公告していることを知ってお話始まっております。なので、町がまず売りたいとホームページで公告していたもの、まず町が売りたいと言

っています。その中で交渉が始まっていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 同じく6ページの債務負担行為補正、ここの欄に新庁舎電話配線施設等工事で金額が1,173万3,000円とあるのですけれども、こちらは本工事に含まれていないのですか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

こちらの新庁舎電話配線敷設等工事の1,173万3,000円については含まれていなくて、本工事についてはPBXというか、電話交換機のところまでが本工事に入っています。そこから先の普通の電話機とか、その配線については、ゼネコンさんなどが工事で積算するとすごく高い額になるので、普通の備品としての扱いができるようにして、このように工事を分けて、その先については別工事として発注する予定で説明しておりました。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） おはようございます。それでは、議案第64号 令和5年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ550万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,886万6,000円といたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、納付金額の確定により854万5,000円減額いたしました。

2節事務費繰入金の182万6,000円の増は、主に健康保険法等の一部を改正する法律が公布された

ことに伴い、産前産後期間における国民健康保険税の軽減に対応するためのシステム改修費として114万4,000円と、県人事委員会勧告による人件費分で47万4,000円の増額によるものであります。

4節国保財政安定化支援事業繰入金は、令和5年度普通交付金から国保特別会計へ繰り出しされる需要額の精算により124万4,000円増額いたしました。

次に、歳出の主なるものについてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。1款総務費、2項1目12節委託料を114万4,000円増額いたしました。これは、歳入でご説明いたしました産前産後期間における国民健康保険税の軽減に対応するためのシステム改修費であります。

8ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金、1項1目18節負担金、補助及び交付金は、一般被保険者医療給付費納付金の確定に伴い、529万5,000円増額いたしました。

2項1目18節負担金、補助及び交付金は、一般被保険者後期高齢者等支援納付金の確定に伴い、143万2,000円減額いたしました。

3項1目18節負担金、補助及び交付金は、介護納付分納付金の確定に伴い、355万8,000円減額いたしました。

9ページをお願いいたします。10款予備費は、財源調整のため768万9,000円減額し、9,956万7,000円といたしました。

3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為についてであります。国民健康保険税賦課用帳票等印刷業務の85万4,000円は、令和6年度当初から滞りなく業務を進めるためのものであります。

以上、議案第64号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
○議長（岡山義廣君） 歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

介護福祉課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第65号 令和5年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。

既定の予算額に1,615万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,168万6,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護介護給付費負担金を234万4,000円を増額及び2項国庫補助金、1目調整交付金は85万8,000円のほか、6目介護保険事業費補助金を149万6,000円増額いたしました。

同じく4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は342万7,000円、2目地域支援事業支援交付金は3万1,000円を増額いたしました。

続いて、7ページに移りまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は178万2,000円を増額となりました。これらは全て当初見込みより介護サービス及び介護予防サービスの利用見込みの増と、一部は介護保険システム改修費に係る国庫負担金分等の負担割合に基づくものがあります。

同様に7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は158万7,000円のほか、5目事務費等繰入金は174万7,000円を増額となりました。

8ページに参りまして、2項基金繰入金、1目介護給付費繰入金274万1,000円を増額については、先ほどと同様サービス利用見込みの増による繰入金の増となります。

続いて、歳出についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費及び3項介護認定費における職員及び会計年度任用職員に係る職員給与の増減分は、青森県人事委員会勧告に準じた職員給与の増加分と、育児休業を取得している職員1名分の減額を計上しております。

加えて、12ページの4款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費と、同じく3項包括的支援事業・任意事業費に係る人件費も同様であります。

同じく1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料50万円は、来年4月に行われる介護報酬の改定に伴う介護事業所台帳システム改修業務の経費であり、今月中に報酬改定の内容が決定するため、計上いたしました。

同じく3項介護認定費、1目介護認定費、11節役務費は27万1,000円を増額ですが、これは今年度に入り、新規の介護認定者数の増加に伴う主治医の意見書の依頼件数の増加に係る増額となります。

同じく12節委託料は、先ほどと同じく介護報酬の改定に伴う給付費のほうのシステム改修の経費として299万2,000円増額いたしました。

続きまして、10ページをお願いいたします。2款保険給付費に係る各種の増額については、介護サービス利用者の増加により、住宅改修を含む居宅介護サービスのほぼ全てのサービスと施設介護

給付費のうち、介護医療院の入所に係る経費及び各種介護予防サービスが当初の見込みより増になったことによる増額であります。このような介護認定者数の増加の背景は、昨年度より新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限措置等が緩和され、それに伴いほぼサービス体制が通常に戻りつつありましたが、今年度は特に新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に近づくほどに回復していることが考えられます。

続きまして、同じく10ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費は3,590万円の減となりました。これは、今年度新たに看護小規模多機能型居宅介護事業を立ち上げる予定の事業所があり、このサービス利用の給付費を当初予算に計上しておりましたが、令和5年3月に一旦取下げの意向があり、先般11月に、今後も設置予定はないとの意思表示を正式に受け、給付費3,600万円を減額したものであります。

最後に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正であります。債務負担行為は1件で、令和3年度当初から業務を開始するに当たり、令和5年度中に契約を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出、第2表、債務負担行為の補正を一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第66号 令和5年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

補正の主な内容につきましては、青森県物価高騰緊急対策市町村交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている町民及び事業者の支援をするため、水道料金の基本料金3か月分を減免とするため

の補正、青森県人事委員会勧告による人件費の増額によるもの、水道本管、支管の漏水などの緊急修繕に対応する費用、野辺地橋改良工事に伴う配水管布設替え工事変更見込額によるものであります。

1 ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の収入は、1 款1 項営業収益の既決予定額2 億5,796万8,000円を2,400万円減額し、2 億3,396万8,000円となり、2 項営業外収益を2,400万円増額し、財源を調整いたします。

支出は、1 款1 項営業費用の既決予定額2 億3,695万8,000円を233万7,000円増額し、4 項予備費を減額し、財源を調整いたします。

第3条、資本的収入及び支出の補正の収入は、1 款1 項工事負担金の既決予定額3,150万円を421万5,000円増額し、3,571万5,000円となります。

2 ページ上段の支出は、1 款1 項建設改良費の既決予定額1 億555万円を521万5,000円増額し、1 億1,076万5,000円としました。

第4条、職員給与費の補正は、議会の議決事項となっていることについて記載しております。青森県人事委員会勧告による人件費83万7,000円の増額となります。

第5条、債務負担行為は、自家用電気工作物保安管理業務委託及び水道水質検査業務委託の2 件であります。令和6 年度当初から業務を開始する必要があり、令和5 年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものであります。

補正の内容については、補正予算説明書で説明いたします。11ページをお願いいたします。(1)、収益的収入及び支出では、収入、1 款1 項1 目給水収益の既決予定額2 億5,500万円から2,400万円減額し、2 億3,100万円としました。水道料金のうち3 か月分の基本料金減免相当額であります。

2 項2 目他会計負担金5 万1,000円は、青森県人事委員会勧告による人件費の増額によるものであります。

3 目他会計補助金2,400万円は、基本料金減免相当分について、一般会計補助金として収入を得ることから増額いたしました。

5 目雑収益の5 万1,000円は、財源調整による減額となります。

12ページをお願いいたします。支出では、1 款1 項2 目配水及び給水費は、6 節修繕費を今後の水道本管及び支管の漏水などの緊急の修繕に対応するため150万円を増額し、4 目総係費は青森県人事委員会勧告による人件費の給与等83万7,000円の増額となります。

1 項営業費用の合計は233万7,000円となり、その財源を予備費で調整いたしました。

13ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出の収入では、1 款1 項1 目工事負担金は、野辺地橋改良工事に伴う配水管布設替えの工事内容に変更が見込まれることにより、補償費421万5,000円増額いたしました。

支出では、1款1項1目施設改良費は、野辺地橋改良工事に伴う配水管布設替えの変更見込み工事費と予備の工事費を加え、521万4,000円を増額いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 水道事業補正予算、一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号に入る前に、健康維持のため休憩します。

休憩（午前10時43分）

再開（午前10時55分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

議案第67号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

総務課長、どうぞ。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案書1ページをお願いします。議案第67号は、野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

県の取扱いに準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。4ページをお願いします。第1条関係は、本年12月に支給される期末手当に関する改正であります。改正前の支給割合100分の162.5を100分の167.5に改めます。

次のページに参りまして、第2条関係は令和6年度以降に支給する期末手当に関する改正であり、改正前の支給割合100分の167.5を100分の165に改めます。この改正により、年間の期末手当の支給割合は0.05月増の3.3月となります。

なお、改正条例の施行日ではありますが、第1条関係は公布の日、第2条関係は令和6年4月1日

といたします。また、第1条関係による改正後の本条例の規定は、令和5年12月1日からの適用といたします。

以上、議案第67号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 野辺地町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○総務課長（山田勇一君） 議案書7ページをお願いします。議案第68号は、野辺地町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

町長等特別職につきましても、議員と同様に県の取扱いに準じて期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

〔「説明省略」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ただいま野坂君から説明を省略することの動議が提出されましたが、この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書13ページをお願いいたします。議案第69号は、野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。

この改正条例案は、青森県人事委員会勧告に準じて職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

それでは、主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。31ページをお願いいたします。初めに、第1条関係であります。第16条第2項に規定する職員の期末手当の支給割合につきまして、12月に支給する割合を100分の125といたします。

中段の同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給割合に関しての第2項の規定の読替規定であります。12月に支給する割合を100分の70といたします。

下段の第17条の1第2項第1号は、職員の勤勉手当の支給上限額についての規定であります。

32ページをお願いします。12月に支給する上限額の割合を100分の100といたします。

同項第2号では、定年前再任用短時間勤務職員に対して、12月に支給する勤勉手当の上限額の割合を100分の47.5といたします。

これによりまして、職員の期末手当及び勤勉手当を合わせた年間の一時金の支給割合は0.1月増の4.4月、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月増の2.3月となります。

続いて、33ページから51ページまでは、行政職、医療職及び教育職の給料表の改正となります。行政職では大卒程度に係る初任給を1万700円、高卒程度に係る初任給を1万2,000円引き上げるなど、若年層に重点を置きながら、全年齢層において引上げを行います。

52ページをお願いします。第2条関係は、令和6年度以降に支給する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例となります。先ほどご説明いたしました第1条関係では、6月と12月を異なる支給割合としておりましたが、これを平準化し、6月、12月ともに同率の支給割合に改めるものであります。

第16条第2項に規定する期末手当につきましては、6月、12月とも100分の122.5に、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の読替規定につきましては、100分の68.75といたします。

下段から次のページにかけましての第17条の1第2項第1号に規定する勤勉手当の支給上限額に

つきましては、6月、12月とも100分の97.5に、同項第2号の定年前再任用短時間勤務職員につきましては、100分の46.25といたします。

以上が改正の主な内容となります。

なお、この改正条例の施行日であります。第1条関係は令和5年12月22日から、第2条関係は令和6年4月1日からといたします。また、第1条関係における改正後の本条例の規定は、令和5年4月1日からの適用といたします。

議案第69号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長の説明を求めます。

課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案書55ページをお願いいたします。議案第70号は、野辺地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給について、所要の改正を行うため提案するものであります。

〔「説明省略」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ただいま野坂君から説明を省略することの動議が提出されましたが、この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。議案書63ページをお願いいたします。議案第71号は、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。

提案理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、令和5年法律第31号等の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

改正の内容を新旧対照表でご説明いたします。70ページをお願いいたします。第23条に、第3項として出産被保険者に係る産前産後の所得割、均等割額を出産予定月を含む4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分減免することについて新設いたします。令和6年1月1日から施行されることとなったことから、令和5年11月1日以降に出産予定の被保険者で、妊娠85日以上の出産被保険者の産前産後期間のうち、出産予定月を含む4か月分、多胎妊娠は6か月分の所得割、均等割額を減免するため改正するものであります。

議案書73ページをお願いいたします。第20条の3第2項第1号中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を削り、同条を第24条の4とし、新たに第24条の3として減免に係る届出書類等について規定する部分を新設いたします。

なお、削除した個人番号について規定する法律、条項については、同条第1項第1号へ加えております。

次の附則第15項の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免期間を1年間延長するため、所要の改正を行うものであります。附則第15項中の「定められている国民健康保険税」の下に、「及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加えます。これまで新型コロナウイルス感染症による国保税減免措置について、令和5年3月31日までの納期限のものを対象と

しておりましたが、令和5年4月1日以降において、遡って課税された令和4年度分等についても対象とする旨の文言を追加し、令和6年3月31日までの1年間延長するものであります。

この条例は、令和6年1月1日から施行します。ただし、附則第15項のコロナウイルスに係る改定規定は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

なお、改正後の附則第15項の規定は除き、この条例による改正後の野辺地町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、議案第71号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

介護福祉課長の説明を求めます。

課長、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。議案書75ページをお願いいたします。議案第72号は、野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者に係る介護保険料の減免措置の基準が変更されたため、提案するものです。

新旧対照表でご説明申し上げます。78ページを……

〔「説明省略」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ただいま野坂君から説明を省略することの動議が提出されましたが、この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号 野辺地町コミュニティ防災センター条例を廃止する条例案及び議案第74号 財産の処分の件は関連がありますので、一括議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

課長、どうぞ。

○防災管財課長（西館峰夫君） 議案書79ページからになります。議案第73号 野辺地町コミュニティ防災センター条例を廃止する条例案及び議案第74号 財産の処分の件について、関連がありますので、併せて説明いたします。

この2つは、民間事業者からコミュニティ防災センター及び敷地を買い取って原子力関連施設工事の従業者などのために宿泊施設を整備し、県内、圏域の地域振興に寄与したいという申入れがあったことなどから、同センターの廃止及び財産処分に関する議案を議会に提案するものであります。

80ページをお願いいたします。野辺地町コミュニティ防災センター条例を廃止する条例案であります。地域のコミュニティー活動の場、防災用物品等の保管及び避難所の機能を備えた複合施設として活用してきた野辺地町コミュニティ防災センターの役割を他の町有施設に移すことと、民間事業者への売却という財産処分を進めるため、同センターの廃止条例案を提案するものであります。

左の81ページをお願いいたします。議案第74号 財産の処分の件について説明いたします。冒頭で説明しましたように、野辺地町コミュニティ防災センターの建物と敷地を民間事業者へ売却するため提案するものであります。

今回の財産処分は、対象となる土地の価格が700万円以上で、かつ面積が5,000平方メートル以上となりますので、地方自治法第96条第1項第8号並びに野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、82ページをお願いします。1、処分する町有財産の概要であります。①、土地の

所在地は野辺地町字有戸鳥井平3番1と4番1で、地目は原野及び学校用地で、公簿面積は合計で6,102平方メートルで、土地処分価格は1,708万5,600円であります。

②、建物は旧校舎ほか5つの種類になりまして、その構造は鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り、木造と記載のとおりで、面積の合計は1,389平方メートルで、建物処分価格はゼロ円となっております。

2、処分の相手方は、福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯1093番地255、株式会社サイズリゾート開発、代表取締役、紺野美樹であります。

9月の議会全員協議会の説明の際には、譲渡の申入れ者を株式会社圭商総合、譲渡希望者を株式会社圭23と説明しておりました。その後の交渉を進めていった結果、先方、圭商グループの経理の都合上、ホテルを主力事業とする株式会社サイズリゾート開発を契約者とするということになりました。

なお、当初の譲渡希望者、株式会社圭23は、株式会社サイズリゾート開発所有となる旧木明小学校を改修したホテルや敷地を借りるような形で宿泊施設を運営することになるということです。

3、処分価格は、先ほど申し上げた土地と建物の合計になりますが、1,708万5,600円であります。

次に、85ページをお願いいたします。参考資料を添付しております。1、処分価格の算出方法ですが、処分する土地の公簿面積6,102平方メートルに固定資産評価額、1平方メートル当たり2,800円を乗じた合計1,708万5,600円が今回の処分価格となっております。

その下には、主な契約条項を記載しております。売買代金を一括納入することや5年間の用途指定をしていること、契約不履行の場合は売買契約を解除できることなどが書かれておりますので、参考にいただければ幸いです。

次の86ページに参考地籍図を載せております。墨塗の部分が対象の土地となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの説明で、ホームページに売却したい旨を掲示していたという説明がありました。何でここを売却したいという判断をしたのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

町のほうで、県のほうからの調査がありますが、遊休財産、休んでいるような土地についての調査がありまして、そこを有効活用してほしいというお話がありました。それで、県のほうではそのリストをもって企業誘致などの際に、あるいは一時的な工場などの設置のために使える土地はないかということも把握していましたので、それと連携して、そういうことに用いられる土地として判断してましたので、そちらに載せてあったということになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 前にももしかしたら説明を受けたかもしれないのですが、コミュニティ防災センターの役割をほかの町有施設に移すということでありますけれども、ほかの町有施設というのはどこでしたか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

防災倉庫としては、今旧松ノ木平保育所のほうに防災倉庫の機能を移して、割と役場から近い、あるいはほかの避難所に近い場所ということで捉えてやっておりました。あと、メモリアル機能などについては、学校はやっぱり地域のシンボルでしたので、閉校してからすぐは地元に移したいということがありましたけれども、地元さんとお話しする中で、有戸のほうに移せる形となりましたので、その2つに移していくというのがメインになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 85ページの契約条件の中で、契約締結の日から5年間は、要は買い取る理由とか、使用目的に沿って使わなければならないと、5年以降は自由に使ってもいいよということなのですが、この5年という区切りの根拠はありますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

最初はもう少し長い期間の設定も考えましたけれども、もともとの建物が古くから建っているもので、耐用年数がそんなに長くないことなども考慮して、まず5年といたしました。また、工事などの発注と見合ったところ、これは買取り者との交渉の中ですけれども、その見合った期間として、どこまでは必ずホテルとして使うと。ホテルでなくなった後に、関連施設に転用する可能性もあるけれども、著しく公序良俗外れるものには使わないけれども、そのままの形ではないかもしれないということがお話の中であったので、その中で考えて5年間で設定しておりました。

○議長（岡山義廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

議案第73号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号 財産の取得の件（新庁舎執務備品等）、議案第76号 財産の取得の件（新庁舎応接備品等）、議案第77号 財産の取得の件（新庁舎レジスター及び自動釣銭機等）は関連がありますので、一括議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

課長、どうぞ。

○防災管財課長（西館峰夫君） 議案書の87ページをお願いいたします。議案第75号から議案第77号までの財産の取得の件につきましては、関連がありますので、併せて説明させていただきます。

いずれも役場新庁舎に納入する備品の取得になりますが、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

88ページをお願いいたします。議案第75号の財産の取得の件は、1、取得する財産、新庁舎執務備品等一式。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得価格7,183万円。4、契約の相手方、野辺地町字野辺地1番地18、株式会社うさぎや、代表取締役、小坂敬一郎であります。

90ページに参考資料を添付してありますので、御覧ください。2、当該財産の概要であります。①の設置場所は新庁舎内の執務室や会議室、待合ロビー、車庫などでありまして、②の納入備品の内容は、事務用机、椅子、キャビネット、書庫、棚をはじめとした記載されている執務に必要なものになっております。

91ページに参りまして、5は契約手続の状況になります。令和5年11月21日に指名競争入札を行いました。入札参加者及び結果は、④、入札の状況に記載されているとおりであります。

94ページをお願いいたします。議案第76号の財産の取得の件は、1、取得する財産、新庁舎応接備品等一式。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得価格572万円。4、契約の相手方、野辺地町字野辺地335番地1、有限会社いさみや、取締役、久保田勝正であります。

左の95ページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。2の当該財産の概要ですが、①の設置場所は新庁舎内の町長室、議長室などでありまして、②の納入備品の内容は、センターテ

ーブル、両袖ほかの机類、各種椅子をはじめとした記載されている主に応接に必要なものとなっております。

5は、契約手続の状況になります。令和5年11月14日に指名競争入札を行いました。入札参加者及び結果は、④、入札の状況に記載されているとおりであります。

98ページをお願いいたします。議案第77号の財産の取得の件は、1、取得する財産、新庁舎レジスター及び自動釣銭機等一式。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得価格950万4,000円。4、契約の相手方、野辺地町字野辺地1番地18、株式会社うさぎや、代表取締役、小坂敬一郎であります。

左の99ページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。2の当該財産の概要であります。①の設置場所は新庁舎内の執務室窓口でありまして、②の納入備品の内容は、新庁舎レジスター及び自動釣銭機3台及び管理用機器等一式になっております。

5は、契約手続の状況になります。令和5年11月14日に指名競争入札を行いました。入札参加者及び結果は、④、入札の状況に記載されているとおりであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この3つの議案で、9月定例会で示されました債務負担行為1億1,000万円全てこの中に収まっているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

9月補正で債務負担行為で予算化した1億1,000万円のうち、ほとんどが収まっておりますけれども、まだここから追加の小物などが発生する予定です。具体的には、デスクマットとかパンフレットスタンド、電気ポット、そのような類いが発生してくるかと考えていただければと。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 新庁舎の執務備品等一式と新庁舎応接備品等一式、この2つの購入備品の内容を見ますと、似たものが数多くあるのですが、なぜこのように分けられたのか、理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

応接備品のほうに関しては、数量がそれぞれ1個ずつとか、少ないものが多い形となります。一方の執務備品に関しては、庁舎全体に入れるので、数量が多いもの、また多い数量のものを工事の完成時期に納入調整というのがあります。一気に入れなければならないと。その辺を配慮して、ま

ず2種類に分けていきました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） この議案第75号、議案第76号の落札価格というと、1桁も違うのです。これで、内容は今大湊議員が言われたように、ほとんど同じような備品が盛られているということは、入札するときにある程度調整して、同額ぐらいの金額に調整して、同じ野辺地の業者なのですから、どちらにも同じぐらいの金額で落札させるような、そのぐらいは考えるべきではなかったのかなと思いますけれども、その辺は全く考えなかったのですか、どうなのですか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

一応議案第75号が執務備品だと思えますけれども、落札率は83%ぐらい、応接備品が議案第76号だと思えますけれども、落札率が80.83%となっております、落札率自体はそんなに乖離しているものではないということがまず1つ目です。

2つ目に、同額ぐらいに分けて発注という話がありましたけれども、割と一品一品で調達が容易と思われるものは、小さい会社、地元の会社でもできるだろうというものの考え方で、まず最初分け始めました。その他の大きい数量、数量がたくさんあるもの、それを一気に工事の完成時期に納入調整してちゃんと据え付ける、こちらについては大手さんを入れたほうがいいのではないかという考え方の下に分けていきましたので、種類で分けた結果、金額にかなりの差があるということでご理解ください。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 大手の業者さんも確かに入っていますけれども、ほとんど棄権しています。それは、なぜ棄権したか、理由とかはあるのですか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 入札の執行前に、こちらに辞退届7件届いておりますけれども、理由を見ますと納期に間に合わないおそれがある、もう一つはこちらで示した品番と、メーカー違っても同等なのかどうかの判定に時間がかかる、その他は会社の理由によるとしか書いていないので分かりませんが、そういった理由でそれぞれ辞退されております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 最初に言ったように、できればそんな感じで、入札の価格自体をこんなに極端に違わないような形で入札するようにしてもらいたかったと私は思うのですけれども、その辺……別に要望です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 納入備品の内容についてですけれども、先ほどちらっと電気ポットとかデ

スクマツトとか、そういった類いのところも新調するということで、新しく購入するというお話でしたけれども、現在使っている備品の中で、継続して使用するものというのはどれだけ、どういうものがありますか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 先ほど新調と言ったものは、今回の契約とは別に、この後に追加する小物のことになります。お尋ねの、こちらは今使っている備品などから新しい庁舎に流用するものですが、机類とか椅子類に関しては、一つ一つ相談室のように個室になったところは、たくさんのもは同じものがそろってなくてもよい場所になりますので、そちらに机、椅子などを転用していったり、あとつい立て、パンフレットスタンド、あと傘立て、そのほかで新しいもの、そのほかキャビネットのうち新基準に合うもの、こちらは選定して持っていく予定となっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 様々見た目とかもあるのでしょうかけれども、使えるものは極力使うという、やっぱり財源が豊かな町ではないというところも、しっかりとそういうところで示さなければならぬのではないかなと思います。

中谷議員がおっしゃいましたけれども、金額が大きいところと小さいところと、あまりにも極端な部分というのは確かにあります。執務室等で使うもの一まとめで、片方は発注、もう一つは町長とか副町長室とか、そういったところの備品で分けて発注とあるのですが、執務室等の大きな金額のほう、例えば1階、2階、3階で分けるとか、何課、何課、何課の課ごとに分けるとかで、もうちょっと金額を抑えた発注方法というのもあったのではないかなと思うのです。公共事業の目的としては、やはり地域の業者を育てるという目的もあろうかと思いますが、そういった部分は考えなかったのでしょうか。大きい金額で入札に持っていくということに関して。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

先ほど追加の小物の購入があるとお話ししましたけれども、実際この1億1,000万円で、債務負担行為で9月議会でご議決いただいた予算で全てのを賄わなければならない状態です。今契約しようとしているものは、極端な話、机だけを買って、デスクマツトとか、そのそばに置くワゴンがないという状態で、取りあえず仕事ができる最低のところまで発注をしました。この入札した後に、この入札残などを用いて、追加小物を買っていかないと、快適な執務状況にはなりません。そのために、まず応接セットなどに関しては数が少ないので、地元でも発注できるものとして区分けして、そのほかの執務品に関してはスケールメリットを目指しました。なので、大きくまとめて、この大きい買物の中で一括で、やっぱり物をトラックに積んで持ってくる、そのほか据え付けると

きに来る人が一遍に来る、そういったときにいろいろコストが落ちるだろうということを考えて、スケールメリットを狙って、なるべく落札率を落として追加小物が買えるように、そういうふうなものに、このように分けさせていただいたところです。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 町長にお尋ねします。

町長、備品の補正のときに、私町長にお願いしたと思うのですが、備品の購入費については極力抑えるように努力してくださいということで、町長、分かったという発言されたと思うのですが、この備品購入費は妥当な金額だと、町長思っていますか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 契約についてということではなくて、妥当かどうかということではなくて、適正に入札業務が行われたと思っております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 備品購入費を極力控えるように努力してくださいと私発言したと思うのですが、その辺は努力されたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 金額についてどうのこうのということは、入札妨害に当たりますので、そういうことはできません。ただ、御覧のとおり、多くの業者の方に大きいほうは入ってもらって、結果として札は入らないということもあるのですけれども、とにかく県内の大きい業者の方たちに入ってもらって、極力下がればいいなという思いで入札を執行しました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 備品の購入に関して、予定価格とかつくる段階で購入費を抑えるように、町長、努力されたのでしょうかという意味です。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

以前は、設計額が出た後に、予定価格を定める際に、今努力と言われるものが何を指しているかわかりませんが、例えば95%ぐらいにするとかというのはやっておりましたけれども、それは公共工事の発注上、歩切りが禁止されてから、設計額と予定価格は乖離しないように工夫しておりますので、その点の努力については、ちょっと町長の力は及ばないということを答えさせていただきます。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 私言っているのは、総合的に備品購入費、さっき赤垣議員も言ったとおり、使えるものは使って、無駄に買わなくてもいいものも買ってしまっているということがないように、

一つ一つの備品をこれは買うべきだ、これ買わなくても今あるので間に合うよというような努力をされたのかどうかをお聞きしております。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

庁舎建設推進本部の幹事会のほうでその作業をしておりますけれども、新庁舎のレイアウトの中で備品レイアウトというものをつくって、何を入れるか、まず各課がどういうふうに座るか、どういう事務をするかによって、机とかを決めていきますけれども、その際に今こちらの庁舎にある物品をリスト化して、全部色塗って、これは使えるもので、この部屋に移動すると、全部動かして、特に車両室みたいなところはもう古くていいわけですから、そういうところに移すとかをきちんとやった上で、足りない部分を新品でという考え方で設計をしておりましたので、その辺は十分配慮しておりました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 以前説明あった新庁舎備品購入の1億1,000万円計上のときの話で、特殊備品として受付発券機というのもあったと思うのですが、今回それを購入しない理由は何でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

特殊備品、便利な備品として説明しているのには、今回レジスターと自動釣銭機が950万円ぐらいで出てきました。このほかに、入札の結果としてホームページ公表しているものに郵便料金計器というのが400万円余りで出ております。予定価格をここで話せないで、9月の説明では1,500万円ぐらいあるという話をした中から、この950万円と400万円ぐらい引いて、残りが恐らく受付発券機と呼ばれるものだと思いますけれども、その金額が多分小口の契約としてなされます。これは、まだ執行しておりませんが、ちゃんと郵便局さんから安いものを聞き取って、計画しておりますので、ご理解ください。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 予定価格の根拠についてお伺いしたいのですが、予定価格の積算の根拠、職員が一つ一つの備品の単価を調べて積算して予定価格ができたのか、あるいは業者さんに見積り依頼をして、それを基に予定価格を作成したのか、いずれにしてもこの3件、75号、76号、77号の3件について、それぞれ積算の根拠をお示してください。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

75号と76号の執務備品と応接備品に関しては、まず職員の手でやったほうが多いということをお答えします。これは、業者見積りもいただいていますし、カタログもかなり探しますけれども、業

者さんが提案したものがご議決いただいた1億1,000万円の範囲でちょっとはみ出るような形になっておりましたので、そこを職員のほうで質を落とす形で品番を拾い直して入替えして行って、あと設置費などに関しては、業者さんがこのぐらいの人数かかると言っているものを参考にしながら、組み合わせてつくっております。

一方のレジスターに関しては、ちょっと参照するメーカーさんがもう何社かしかない状態でしたので、業者見積りをベースにしてつくっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 75号、76号に関しては、職員の積算が多いと。多いというのは、ちょっと漠然として、どれぐらいが多いというところなのかちょっと分からないのですけれども、この職員が積算する場合、カタログ等を参考に積算すると思うのですが、この予定価格をつくるに当たって、この積算の価格ベースは定価ベースでしょうか、あるいは何かしらの掛け率があつてのベースを用いているのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

9月議会のときに、一度新町に備品を納入するときの計画を参考にしたというお話をしましたが、その際には定価ベースでなくて、流通しているのが実際どのくらいかというのを見て、その値引き率みたいなのを参照できる時代がありました。ただ、この4年ぐらいの間に、もう値上がりすぎて、また予算を議決いただいてから発注するまでの間にまた上がるようなことがありましたので、もうこれはほとんど定価ベースでいかないと、今は予定価格が組めない状況です。

あとは、各社さんでどのぐらい自分のところは頑張れるかというものが入札の札には反映されませんが、設計するに当たっては、もう定価ベースで、基本は定価と見積りのベースをきちんと使っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 結果的には、定価ベースでないと予定価格組めないということが説明されたと思うので、この予定価格は定価ベースでつくった予定価格という解釈でいいということですね。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） そのようになります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 中谷議員とか赤垣議員が質問したのと同じようなことなのですけれども、議案第75号の備品発注は、76号、77号のように、これは分割して発注も可能だったと思いますが、町内業者含め10者指名した、この理由を教えてくださいとの、予定価格に対して落札率というのはA社が93%、B社が7%、これ指名方法が指名競争入札ということは問題はありませんが、ただ

受注件数が1者に偏っていると。やっぱりこれは町民から疑念持たれませんか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

75号の執務備品を先ほどの提案では1階、2階、3階と分けてはどうか、今も木戸議員からも分割発注が可能だったのではないかとお話がありましたけれども、一応スケールメリットを見て、まず先ほど話したように、一括で輸送というか運搬する、あるいは据え付ける際にも同日で、たくさんの方々が来て1回で終わらせるという、そういったことのスケールメリットを見ての発注になります。

分割発注に関しては、例えばこの指名した10者さんに1者ずつに、では500万円ずつ分けて発注するというのは、ちょっとこれは官製談合とか、そういうものに当たっていきますので、やっぱり公平に一括したものをどなたが落札するのか競争させて、競争原理を働かせる、これは適切な方法だったかと思います。なので、応接セットはたまたま個数が少ないもので、また仕様が普通の机と違って、1個1個違う仕様なものですから、これはちょっと分けさせていただきましたけれども、執務備品のほうを一括でまとめて発注したことは、効率的で、特に10者さんが入ったの入札です。

また、そのほかに1個1個の契約が、今93%、7%の話がありましたけれども、それは2者さんで競争した結果ありますので、こちらでは何とも言えない部分でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今課長から説明を受けました。確かにそれは、指名方法では問題ないと思います。ただ、さっき言ったみたいに町民がこれで果たして納得するのかなと思います。私は、75号、これを通してしまうと、町民から町長に対してやっぱり厳しい目が向けられるのかなと思います。ただ、今説明している方法には、確かに問題はないのだけれども、あまりにも93%、7%というのは、やっぱり私は多くの町民が疑問に思うと思う。

○議長（岡山義廣君） 木戸議員は答弁を求めますか、今の質問に対して。

○3番（木戸忠勝君） 今課長がそういうふうな、これ以上多分回答は出ないと思うので。ただ、私はそういうふうに思う。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの金額の積算根拠について、多くは職員が積算したと。一部業者の見積りも参考にしたということでしたけれども、その参考にした見積りを出した業者さんはお示しできますか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 予定価格の作成の方法に関わる部分になりますので、はっきりと

は申しませんけれども、複数者からいただいて、それぞれの平均とか、あるいはカタログなどに関してはネットで公表されているカタログ、あるいは取り寄せの中から拾って、それらの中から適切に落札するだろうという、落札というか予定価格として設計に用いるべきだろう価格を拾っております。

○議長（岡山義廣君） そのほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） この採決は、異議がありましたので、起立によって決定することにします。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 賛成多数です。着席ください。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号について討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号 野辺地町土地開発公社の解散についてを議題とします。

防災管財課長の説明を求めます。

管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 議案書101ページをお願いいたします。議案第78号 野辺地町土地開発公社の解散について説明いたします。

次の102ページに提案理由がありますが、少し詳しく説明いたします。野辺地町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年8月に町100%出資により設立され、道路や介護福祉施設建設用地及び省庁施設の移転先など必要な公有地を先行取得し、または整備するなど、当町のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年全国的に地価が下がっている、または横ばいが多い状況のため、いわゆるバブル期のような土地値上がりのような状況にはないため、土地開発公社のメリットである価格上昇前に用地を先行取得する必要性が薄れるとともに、公共施設を整備する用地の需要も減少しております。

また、国が土地開発公社を含む第三セクターの抜本的改革を求めていることから、多くの自治体で役割を終えた地方公社について、解散を含めた抜本的な見直しが進められているところであります。

野辺地町土地開発公社は、平成19年6月に保有していた土地全てについて町との間で売買契約を締結し、令和4年度までに15年分割で用地代金を受領し、町への所有権移転登記を終え、町からの受託事業を完了いたしました。そして、先般10月25日の野辺地町土地開発公社理事会において、その役割を終えたことを確認し、解散の同意を得られましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条の規定による解散手続を進めるため、今回議会に提案するものであります。

次の103ページをお願いいたします。関係条文として、公有地の拡大の推進に関する法律を掲載しております。第22条ですが、土地開発公社の解散について、まず設立団体、野辺地町になりますが、その議会の議決を経て、次に主務大臣または都道府県知事とあるのは青森県知事になりますが、その認可を受けたときに解散するとなっております。

同条第2項には、残余財産の取扱いについて、土地開発公社に出資した者、野辺地町になりますが、分配しなければならないとなっております。

最後の22条の3ですが、解散したときは、理事がその清算人となるとなっております。

次に、104ページをお願いいたします。参考資料を添付しております。2の資本金ですが、500万円であります。

3の資本金の出資者は、野辺地町だけとなっております。

4の土地開発公社の予定残余財産ですが、主に現金で約800万円となっております。

よって、解散した場合、資本金の500万円と残余財産、現金約800万円の合わせて約1,300万円のお金が清算され、出資者の野辺地町に支払われる予定であります。

5の土地開発公社の現在の理事ですが、副町長及び町職員8人の計9人が就いており、解散時に清算人となる予定であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号 野辺地町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（野村秀雄君） 議案第79号 野辺地町教育委員会委員の任命の件。

議案書105ページをお願いいたします。議案第79号 野辺地町教育委員会委員の任命の件であります。次ページをお願いいたします。現在教育委員会委員をお願いしております杉山道彦氏の任期が令和5年12月19日をもって満了となることから、同氏を再任することについて議会のご同意をいただくものであります。

杉山氏の略歴につきましては、次のページに掲載のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号を採決します。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は同意することに決定いたしました。

◎追加提出議案の上程

○議長（岡山義廣君） 日程第2、追加提出議案の上程を行います。

追加提出された議案第80号を上程します。

◎追加提出議案の提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第3、町長から追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、本定例会に追加提案いたしました議案第80号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）について、その概要をご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,600万円を追加し、予算の総額を94億700万円といたします。

歳入では、国庫支出金に、11月2日に閣議決定された「デフレ完全完全脱却のための総合経済対策」における「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」2億2,107万円余りを計上いたしました。また、町債では野辺地町漁港整備事業について、事業費の変更に伴い1,000万円を追加いたしました。

歳出では、物価高騰対策といたしまして、民生費に国が住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を支給する「低所得世帯向け物価高騰対策給付金事業費」1億7,755万円余りを、商工費に「プレミアム商品券発行事業補助金」4,821万円を計上いたしました。また、農林水産業費の野辺地漁港荷さばき施設改築工事ではありますが、矢板岩盤打ち込み工法の変更に伴い、工事費を1,000万円追加いたしましたほか、継続費の補正として変更1件、繰越明許費の補正として追加を2件、地方債の補正として変更1件計上いたしました。

以上、追加提案させていただきますので、よろしくご審議、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加提出議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第4、追加提出議案審議を行います。

議案第80号 令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

歳入歳出予算補正及び第2表、継続費補正から第4表、地方債補正まで、主なる項目について副町長の説明を求めます。

○副町長（江刺家夫君） それでは、議案第80号は令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）であります。別冊の予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,600万円を追加し、予算の総額を94億700万円といたしました。

まず、歳入についてであります。予算書の8ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、2節地方創生臨時交付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

として総額2億2,107万6,000円を計上いたしました。このうち低所得世帯支援枠分は、低所得世帯に1世帯当たり7万円を給付するもので、1億7,755万2,000円を追加いたしました。推奨事業メニュー分は、市町村が行う物価高騰対策の取組に対して交付されるもので、当町ではプレミアム商品券発行事業を行うこととし、4,352万4,000円を追加いたしました。

18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るもので、492万4,000円を計上し、主にプレミアム商品券発行事業の事務費相当分を補填するものであります。

21款町債、1項5目1節農林水産業債の野辺地漁港整備事業は、荷さばき施設改築工事に充てるもので、1,000万円を増額いたしました。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出予算につきまして、9ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、12目低所得世帯向け物価高騰対策給付金事業費は、3節職員手当等から12節の委託料まで、事務費分として255万2,000円を計上いたしました。

18節負担金、補助及び交付金の低所得世帯向け物価高騰対策給付金は、低所得世帯に対し1世帯当たり7万円を給付するもので、2,500世帯分の1億7,500万円を計上いたしました。今年度既に給付を行った3万円と合わせまして、10万円を給付する計画となっております。

6款農林水産業費、3項2目漁港・漁場整備費、14節工事請負費の野辺地漁港荷さばき施設改築工事は、ボーリング調査時には判明していなかった硬い岩盤により矢板が打ち込めない状況にあることから、打ち込み工法を変更するため、1,000万円を増額いたします。また、現在工事が休止している状態でありまして、工期の延長も含め、令和6年度までの継続事業として国への事業変更申請を行う際、予算の確保が必要であることから計上するものであります。

7款商工費、1項1目商工総務費、18節負担金、補助及び交付金のプレミアム商品券発行事業は、商工会への補助金として4,821万円を計上いたしました。実施の時期やプレミアム率などの詳細につきましては、現在商工会と調整中であります。

10ページをお願いいたします。14款1項1目予備費は、本補正予算の収支均衡を図るもので、23万8,000円を増額いたしました。

以上が歳出予算であります。

続きまして、予算書の3ページにお戻り願います。第2表、継続費補正であります。野辺地漁港荷さばき施設改築事業の事業費の増加に伴いまして、継続費の総額を4億8,130万5,000円に、そして令和5年度の年割額を4億2,000万円に、それぞれ1,000万円増額するものであります。

4ページをお願いいたします。第3表は、繰越明許費補正であります。繰越明許費の追加が2件であります。4款衛生費、4項上水道費の水道料金基本料金減免事業は、令和6年4月から6月までの3か月分を繰り越す必要があることから追加するものであります。

また、7款1項商工費のプレミアム商品券発行事業につきましても、年度をまたいで実施する可能性があることから追加するものであります。

5ページをお願いいたします。第4表、地方債補正であります。野辺地漁港整備事業の事業費の増加に伴い、借入限度額を1,000万円増の2億2,000万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率等については変更ございません。

以上が令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）の概要であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出について一括で質疑を行います。質疑のある方はありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、9ページ、低所得世帯向け物価高騰対策給付金2,500世帯なのですが、これはいつ頃給付される予定でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

給付は、早ければ1月下旬、2月初旬を計画しております。給付は振込になります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 荷さばき施設の改築工事で、ポーリング調査では分からなかったということなのですが、ポーリング調査をする箇所、個数等、少なかったのかどうか、妥当だったのかどうか、その辺を詳しく教えてください。

○議長（岡山義廣君） 長根課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

ポーリング調査は、令和3年度に行っております。調査箇所数は、3か所となっております。そして、今まで建っていた荷さばき施設内では、ポーリング調査はできませんので、建設が想定される場所を想定した中で、3か所選定してやったということで聞いております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） プレミアム商品券の発行事業です。国では、推奨事業メニューとして8つ挙げておりますけれども、ここでなぜ今、物価高騰で大変だという世帯のための交付金だと思っておりますけれども、今説明あった年度をまたぐかもしれないという事業を進めることにしたのか、理由をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 事業選定に当たりましては、本年度これまでやってきた事業、給

付事業をやってございます。今回の推奨事業メニューの中にもプレミアム商品券発行事業というのがございましたので、今回はそれを選択したということです。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず、荷さばき施設のことでお伺いします。

工事費1,000万円の増額なのですけれども、この1,000万円という金額の根拠をまず示してほしいです。

○議長（岡山義廣君） 産業課長、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

1,000万円の追加につきましては、まず矢板を決められた深さまで設置、囲んだ上で工事を進める、それは海水が入ってこないためとか、道路等の崩れが起きないとかという安全対策も含めてですけれども、その矢板を打ち込む場所に岩盤があるということが分かりまして、その岩盤を削りながら、削った上で矢板を設置するための追加工事が主となります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 工事内容を聞いているのではなくて、その工事に1,000万円かかるという、1,000万円という金額はどこから出てきた金額かというところをお願いします。

○議長（岡山義廣君） 産業課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えします。

今お話しさせてもらった岩盤を削るために要する経費を設計会社に積算していただいたものが根拠となります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 設計会社が積算したということですね。ありがとうございます。

プレミアム商品券発行事業についてです。財政課長が先ほど答弁されました推奨事業の中にプレミアム商品券事業があって、それを選択したと説明でありました。あまりにも簡単に物事を決め過ぎているのではないのかなと。誰がそれを決めた、選んだのかは分かりませんが、簡単過ぎませんか。そもそもこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これは何のために国が交付しているお金だと受け止められていますか。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えします。

今回の重点支援地方交付金、趣旨としてはエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう、重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠及び推奨事業メニュー実施のため、追加されたというふうになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） そのとおりですよ。影響を受けた人に対して、きめ細かにという言葉が入っていたと思います。このプレミアム商品券の事業、国の支援受けられない人が出てくるのです。前にもプレミアム商品券事業のときに私話しましたけれども、プレミアム商品券、お金出して買った人しかプレミアム分の恩恵がないのです。なかなかまちに出て行けないお年寄りとか、それから所得が低い、そもそも5,000円の商品券買うのも大変だという人は、国からの支援が受けられないという結果につながります。それにもかかわらず、この推奨事業にあったから、そこから選びましたと、あまりにも町民のほうを向いていないのではないかというふうに思うわけであります。まして年度をまたぐかもしれないというところ、先ほど説明ありました。年度をまたぐかもしれない、それから中身に関しては商工会と調整中ですよ。プレミアムの額だったり、発行部数だったり、その中身が分からないまま、この4,821万円を計上する根拠は何でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業課長、長根君。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えします。

まず、私のほうからプレミアム商品券の現在の予定をお知らせいたします。今予定しているものは、7,500円分の商品券を5,000円で購入できるものを1万7,400セット、プレミアム率50%で今予定しております。交付金につきましては、そのプレミアム率にほぼほぼ充当するというところで、年度をまたぐということは、プレミアム商品券やる場合ですけれども、まず準備に3か月はかかると。町のほうから交付要綱等をやれば、4か月弱かかってしまいます。商店を公募したり、印刷したりというので、まず始まるまで3か月ちょいはかかるということで、年度をまたぐという表現をさせていただきます。

そして、議員からもご指摘あったものに対して、当初1万円ということも商工会のほうは考えていたのですけれども、少しでも買えるようにということで、5,000円ということで協議させてもらいまして、今の設定もしております。

私のほうからは以上です。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 財政課長からの答弁、ちょっと補足させていただきたいのですけれども、国からの地方創生交付金、最初内示があったのは今年度初め頃ありまして、その分については前々から話ししている水道料金の6か月分の基本料金減免に使わせていただいていたいました。その際、庁内からいろんな事業ないかということで照会かけたところ、水道料金とプレミアム商品券という案は上がってきておりました。今のところその2つ。その中から、水道料金のほうをまず選んで実施させていただきました。

今回、先月末、急に国から追加であと4,600万円ぐらい出せるよというお話があって、かつ年内に

予算措置だけはしろよと。実施は来年度にかかってもいいから、予算措置だけは年内にやれよということで、急遽庁内で打合せしまして、前回できなかったプレミアム商品券を今回やろうかということで、まず実施したという経緯はあります。ただメニューにあったからという結論だけ課長申しましたけれども、そういう段々の手続を踏んだ上で、トータルで考えて、今回プレミアム商品券というのを選んだということになります。一応補足させていただきます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 説明は聞きましたけれども、要するに支援を受けられない人がいるという現状に関しては、どうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 議員は、プレミアム商品券、あんまりよく思われていないようでございますけれども、今回いろんな交付金、非課税世帯に対して、また7万円の給付金行きますけれども、その前3万円の給付もあります。そういうのを総合的に鑑みれば、本当に商品券買いたいと思っている人は、5,000円なり、ちょっと単価幾らになるかまだ確定していませんけれども、そのくらいは何とか買っていただけるのではないかなというふうに我々は推察しております。そういう意味で、買いたい町民の方、広く使っていただければ、町民はもちろん助かりますでしょうし、あこの商品券のいいところは、町内の商店街も活気を帯びて活性化されると、両面の効果があるというのがいいところだと思っていますので、そういう意味でこの事業を実施したいと思っていました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず初めに、プレミアム商品券事業をよく思われていないのではないかという発言、これは撤回すべきではないですか、議長。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 私の受け止めとして、そう受け止めたので、発言させていただきましたけれども、もしそうでないとすれば撤回させていただきます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私の受け止めとしてと、個人ではないのです。町なのです。行政なのです。行政側の立場で物を言わないと、おかしい話になります。町民から選ばれてなった人ですか。そうではないですね。そういうところはしっかり考えないと。

プレミアム商品券、買いたい方が大勢いらっしゃるという説明されましたが、買えない人には何も支援されませんよねというところをどう思いますかと伺ったのですが、その答えが返ってきていません。もう一度お願いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 買えない、買いたくても買えない方について、何の事業でもそうです

けれども、できれば何でも一人残らずいろんな支援していきたいという気持ちはもちろんありますけれども、なかなか全員ということでは、やっぱりそれぞれの事業に限界というのがあると思います。その限界の中で、我々できる分はやっていきたい、町民の皆様を支援していきたいというふうに思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ちょっと話がちぐはぐですね。全員にその支援を行き渡らせたいというのであれば、六戸町のように全世帯に商品券を配るという方法があります。六戸町は、4,700世帯に1万円の商品券、これを配って4,889万円という事業費だと新聞報道にありました。これを野辺地町に換算すれば、6,000万円をちょっと超えるぐらい、6,800万円かな、それぐらいの事業費になるのですけれども、仮に5,000円だとすれば、6,299世帯ですから、4,000万円行かないで事業できるのです。商工会のやり取りもなく、今ある商品券を町が全世帯に5,000円分ずつ配るだけでいいのです。年度をまたぐということもなくなるはずですよ。何でそこに目を向けないのか。わざわざ公民館まで歩いて行って買うの大変だという高齢者に、移動する支援もするのですか。町民一人一人を見てほしいのです。お金ある人だけ得をする、買える人だけ得をするというようなやり方を町がやるというのは、私は認めるわけにはいかないと思いますが、これ見直ししてもらえないですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 先ほど、今年度初めに水道料金の減免を決めたお話ししましたが、その際、非課税世帯に3万円の給付金ありました。野辺地町は、独自に町民全員に必要なだと、まさに議員がおっしゃる趣旨から、2万円をそれ以外の世帯全部にお配りしました。ご承知だと思います。それは、交付金では足りなかったもので、一般財源も相当出しました。六戸の例言われましたけれども、六戸以上の支援を実施しています。それに加えて、水道料金やります、プレミアム商品券やりますというところで実施してきていることは、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） どうしても買えない人には、目を向けないのですよね。水道料減免もいいです。それから、2万円の課税世帯への給付もいいです。それはそれです。今回この国からの交付金を使って何をやるかというのが今テーマではないですか。これをちゃんと全ての町民に行き渡るような、要は年越せないのです。大変なのです、生活が。そういうところをちゃんと見てもらいたい、そういう思いで今意見を言っているのですけれども、どうしてもプレミアム商品券事業、これにこだわるのですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えを申し上げます。

今までの副町長からお話がありました。私の思いとすれば、もちろん全ての町民の方々と

いう思いで、まず2万円給付させていただきました。ついこの間です。もう回りましたか。大体もう回っているかと思います。それは、国では3万円あげなさいということで、それだけではなくて、非課税以外の方にも2万円を給付したいと思って、今申し上げたとおり一人一人に行き渡るようにやらせていただきました。そしてまた、その後に水道料金の減免も6か月、今年度終わって、それから来年度も4、5、6月と3か月やらせていただくというメニューをつくらせていただきました。

では、あとは何かと言ったときに、やはり業者の方々にも少しは恩恵があっているのではないかとということがあって、そちらのほうに目を向けて、新たにプレミアム商品券を発行してもらって、それで業者の方、そして町民の方々の利便性に少しでもくみできればいいなと思っております。

一人一人を見捨てるのか、そういうことでは全くなくて、順番にやっていったら、そういうのが次また来たらということもありますが、まずは野辺地町としては1世帯2万円の給付はもう終わっておりますので、その次の段階に今入っていると思っていただければいいかと思います。また、今国からの補正予算がまた来るのだらうと思うので、そのときはまたそれで考えなければならぬと思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君、発言する前にちょっとお願いがあります。

これ、今提案事項ですから、この提案に対して提案を取り下げしてほしいとか、そういったご意見ではなくて発言してもらいたいと思います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の町長の説明も、副町長の説明とかぶるようなところがあって、要は現金給付ではなくて、商品券の配付、給付事業でもいいのです。ただ、その商品券を5,000円ずつ全世帯に配れば、事業者、要は町の経済が動くわけですから、それでもいいと思うのですけれども、このプレミアム商品券事業にこだわる、プレミアムというところにこだわる理由を知りたいのです。

○議長（岡山義廣君） 副町長、どうぞ。

○副町長（江刺家利夫君） 議員は、今回のこの予算を見て、この予算の中だけ見ればプレミアムしか出てこないわけですが、それを見ておっしゃっていると思うのですけれども、やっぱりその前のこと、さらにその前、場合によってはその前の年、いろんな事業、場合によっては町民全部ではなくて、特定の事業者への支援が必要な場面も出てくると思います。現にそうやって農業とか水産業とかの事業者に配ったこともあります。支援したこともあります。そういう様々な支援を長期間かけて、こういう事状況の中、持続的にやっていく、その中の一つのメニューとして、商品券を今回やるという話でありますので、全体を見ての議論をしていただければなおいいかなというふうには思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） プレミアム商品券については、もういいです。

10ページの予備費についてちょっとお聞かせ願いたいのですが、予備費の計上が必要な理由、これは何でしょう。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 今回の予備費の計上は、歳入歳出の補正額を同額にするための財源調整の意味合いで計上いたしました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） これは、財調の繰入れを492万4,000円ではなくて、468万6,000円にすればぴったり合うと思うのですけれども、何でそこを調整しなかったのですか。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） おっしゃるとおりでございますが、これまでの一般会計の補正に対しては、補正額や予算総額をある程度切れのいい数値にそろえているというふうに運用してございまして、そのためでございます。

○議長（岡山義廣君） ほかございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出の質疑を終わります。

次に、第2条、継続費補正から第4条、地方債補正まで一括で質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この補正予算について反対の立場で討論させていただきます。

先ほど来、意見の一部も既に発言しておりますけれども、このプレミアム商品券事業、これについては、やはり全町民に行き渡る施策ではないという判断をしております。低所得者には低所得者に対する支援はした、全体に関しては水道料減免という施策もやった、それはそれだと思っております。そのときは賛同してまいりましたし、それはそれで評価される場所であると思っております。しかしながら、今回は物価高の影響を受けている町民は、全町民であると思っております。決して商品券を貰える人たちが影響を受けたから、その人たち向けにプレミアムをつけて商品券を販売する、恩恵を授けるというようなやり方は、的確ではない、ふさわしくないという判断をしますことから、このプレミアム商品券事業、4,821万円が計上されたこの補正予算について反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は賛成いたします。

プレミアム商品券については、いろいろ町から説明があるとおり、経済の活性化も必要だと思います。それから、商品券事業に関しては、これまでも回数を重ねてやってきました。そこで、いろいろな問題が出ていると思います。それを今回の商品券事業でちょっと反映させて、なるべく多くの町民の方が喜んでいただけるような事業にこれからしっかりと考えていただければ、私はプレミアム商品券も一つの事業としてふさわしいのではないかと思いますので、賛成いたします。

○議長（岡山義廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これから議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数です。

どうぞ着席してください。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎発議審議

○議長（岡山義廣君） 日程第5、発議審議を行います。

発議第7号 「未来につなげる幸せのまち」実現へ更なる充実を求める決議案を議題とします。

本案が会議規則第13条第1項の規定によって、6番、戸澤君ほか5人から提出されました。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、戸澤 栄君。

○6番（戸澤 栄君） 発議第7号ではありますが、提案理由を申し上げます。

コロナ禍の約3年は、町民生活や地域経済においても大きな損害を与え、5類に移行し、各種制限が緩和されても、大きな爪跡を残しております。

また、世界情勢の変化に伴い、物価高騰が町民生活や地域経済を直撃し、社会経済活動の正常化が進んでいる中でも厳しい状況に置かれています。

当町議会では、令和5年10月20日に開催した「町民と議員の井戸端会議」において、野辺地町の将来等について町民と懇談し、望まれる野辺地町の未来について提言をまとめたところであります。

については、町はまちづくり総合計画等の各種計画によって事業を進められているが、社会の変容を見据えた活力のある野辺地町を創造し、機動的かつ万全な措置を講じられるよう、さらなる町政の充実を求めるものであります。

以上、決議いたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は可決されました。

発委第1号 議会改革検討特別委員会の委員の定数を変更する決議案を議題とします。

本案が会議規則第13条第2項の規定によって、議会改革特別検討委員会、赤垣委員長から提示されました。

委員会条例第6条第2項の規定により、議会改革検討特別委員会の委員の定数を6人から7人に変更するものであります。

お諮りします。議会改革検討特別委員会の委員の定数を7人に変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革検討特別委員会の委員の定数を7人に変更することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。委員の定数の変更によって、新たに1人を選任するものであります。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、5番、五十嵐勝弘君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

◎陳情審議

○議長（岡山義廣君） 日程第6、陳情審議を行います。

本定例会には、陳情等文書表のとおり1件の陳情が提出されております。この陳情については、

議会運営委員会において議員配付と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、この陳情については議員配付とすることに決定しました。

以上で本定例会に付議した議案等の審議が全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和5年第8回町議会定例会を閉会します。

（午後 零時41分）